

沖縄県立宮古総合実業高等学校 部活動に係る活動方針

部活動基本方針

本方針は、「部活動のあり方に関する総合的なガイドライン」に則り、生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築するという観点に立ち、以下の点を重視して、学校、地域、競技種目等に応じた多様な形で最適に実施される事を目指す。

- 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、「日本型学校教育」の意義を踏まえ、生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにする。
- 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組む。

I 適切な運営のために

1. 部顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し校長へ提出する。提出後校長は、本方針及び上記の活動計画等を学校のホームページへの掲載等で公表する。
2. 生徒や教師の数を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から、適正な数の部を設置する。
3. 部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、適切な校務分掌となるよう留意し、適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。
4. 校長は、各部の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

II 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のために

1. 適切な指導の実施
 - (1) 校長、部顧問及び指導者は、「部活動における総合的なガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
 - ① 練習及び練習試合の実施については、生徒の安全確保を最優先する。
 - ② 生徒の安全を確保できない場合、活動の中止や計画の見直し等、適切に対応する。
 - ③ 夏季の活動では、熱中症等に注意し、注意報等が発せられた当該地域・時間帯における活動は原則行わない。
 - ④ 指導者は、生徒との信頼関係を前提とした指導を行う。
 - ⑤ 部活動では、肉体的、精神的な負荷等の厳しい指導と体罰等の許されない指導とをしっかりと区別して行う。
 - (2) 部顧問は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るため休養を適切にとることが必要であり、過度の練習はスポーツ障害・外傷のリスクを高める等を正しく理解する。
 - ① 生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図る。
 - ② 競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。
 - ③ 保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導する。

2. 部活動用指導手引の普及・活用
部顧問は、中央競技団体が作成する指導手引を活用して、Ⅱ-1 に基づく指導を行う。

Ⅲ 部活動の休日及び活動時間

1. 学期中の休養日
原則、週に1日を設けること。
2. 長期休業中の休養日
休養日の設定は、学期中に準ずる。
3. 活動時間
平日：2時間程度
休業日等：3時間程度
できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
4. その他
定期考査3日前から、原則部活動は休みとする。ただし、定期考査前後（3週間の範囲内）に大会があり（練習試合は除く）、練習する場合は学習時間を活動前後どちらか1時間程度設けること。
※大会とは、学校長が参加を認めた大会のことをいう。

Ⅳ 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備

1. 学校は、学校の状況を鑑み、友達と交流を深めスポーツを楽しむことができる環境を整えるように努める。
2. 学校は、生徒のスポーツ環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ団体との連携、保護者の理解と協力等による、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境整備を進める。
3. 学校は、スポーツ環境の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者に周知し、理解と協力を促す。

Ⅴ 学校単位で参加する大会等の見直し

主催者が学校体育・文化連盟以外の大会に参加する場合や、県外遠征を計画する場合は、派遣委員会を得て、職員の上承をもらうこと。

Ⅵ 年間計画及び活動実績の提出

1. 部顧問は、4月30日までに年間の活動計画を作成して提出する。
2. 部顧問は、翌月の15日までに活動実績を顧問押印後、提出する。

なお、修正が生じた場合は、すみやかに報告する。

上記方針は令和4年4月1日より実施する。

策定期日：令和元年11月30日

改訂期日：令和4年3月14日